



告示改正により、アルマの使用可能範囲が広がりました。

■アルマが木造耐火建築物に適用可能になりました。「下地の構成」により、耐火構造とすることができます。

平成30年3月22日に改正された告示（建設省告示第1399号「耐火構造の構造方法を定める件」）より、屋根の構造方法が改正されました。今回の改正で、耐火構造においては防火被覆の取合い等の部分の裏面に当て木等を設けた木下地で、かつ屋内側の部分または直下の天井に防火被覆*を設けることで従来から飛び火性能の認定を持つアルマが木造耐火建築物に適用できるようになりました。

*強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が27mm以上のもの。

耐火構造（建設省告示第1399号「耐火構造の構造方法を定める件」(平30国交告第472号)）

第五
令第107条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造（第六号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とすることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- 二 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造
- 三 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入ガラスで造られたもの
- 四 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ4cm以上のもの
- 五 軽量気泡コンクリートパネル
- 六 下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が27mm以上のものに限る。）が設けられたもの

*アルマは鉄骨下地には使用できません。高さ16m以下が対象となります。

■木造耐火建築物の例

- 1 特別養護老人ホーム(老人福祉法 第17条)・介護老人保健施設(介護保険法 第97条)
- 2 幼稚園(学校教育法 第3条)
- 3 防火地域の専用住宅(延べ面積が100㎡以上の建築物、または3階建の建築物。建築基準法 第27条)
- 4 延べ面積が3000㎡超の建築物(建築基準法 第21条)
- 5 準防火地域の延べ面積が、1500㎡超の建築物(建築基準法 第62条)
- 6 3階建以上の学校・保育所、ケアハウスなどの特殊建築物(建築基準法 第27条)

■準耐火構造でアルマを採用した場合の下地の選択肢が広がりました。

平成30年3月22日に改正された告示（建設省告示第1358号「準耐火構造の構造方法を定める件」）より、屋根の構造方法が改正されました。準耐火構造においては、防火被覆の取合い等の部分の裏面に当て木等を設け、建築物内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造としたもので、野地板と屋内側の部分または直下の天井に対する防火被覆材の組み合わせが追加され、告示仕様でのアルマの下地の選択肢が広がりました。

準耐火構造（建設省告示第1358号「準耐火構造の構造方法を定める件」(平30国交告第473号)）

第五
屋根の構造方法は、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするもの限り、次に定めるものとする。

- 一 八 次に定める構造とすること。
 - (1) 不燃材料で造るか、またはふいたもの
 - (2) 屋内側の部分または直下の天井に次の(i)から(vii)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの
 - (i) 厚さが12mm以上の強化せっこうボード
 - (ii) 厚さが9mm以上のせっこうボードを二枚以上張ったもの
 - (iii) 厚さが12mm以上のせっこうボード（その裏側に厚さが50mm以上のロックウールまたはグラスウールを設けたものに限る）
 - (iv) 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板
 - (v) 第一第三号ハ(2)から(6)までのいずれかに該当するもの
 - (vi) 塗厚さが20mm以上の鉄網モルタル
 - (vii) 繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る）を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が16mm以上のもの

二 野地板に構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、硬質木片セメント板その他これらに類するもので厚さが9mm以上のものを使用し、かつ、その屋内側の部分または直下の天井に厚さが12mm以上の強化せっこうボードの防火被覆が設けられた構造とすること。

ホ 屋内側の部分または直下の天井に次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

- (1) 厚さが15mm以上の強化せっこうボード又は厚さが12mm以上の強化せっこうボード（その裏側に厚さ50mm以上・かさ比重0.024以上のロックウール又はグラスウールを設けたものに限る）
- (2) せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が21mm以上のもの
- (3) 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のロックウール吸音板を張ったもの

*アルマを施工する際の野地板は普通合板等で厚み12mm以上です。 *アルマは鉄骨下地には使用できません。高さ16m以下が対象となります。

【ご注意】

- ・弊社が取得しているセンチュリー耐火野地板の耐火構造認定の屋根葺材にはアルマは対応しておりません。
- ・アルマは木下地対応品です。鉄骨下地には使用できません。
- ・アルマは施工する際の野地板は普通合板等で厚み12mm以上です。
- ・アルマは高さ16m以下でご使用ください。

*ご不明な点がございましたら、最寄りの弊社営業所までお問い合わせください。